

「千葉県地域包括ケア推進ロゴマーク」の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「千葉県地域包括ケア推進ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を、パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、広報・PR・啓発用グッズなどの印刷物及びデジタルコンテンツ等(以下、「印刷物等」という。)に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの形式)

第2条 ロゴマークの形式は、別記第1号様式のとおりとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークの著作権は千葉県に属する。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークは、「地域包括ケア」を推進する目的で作成したものであり、使用者は目的に沿って使用するものとする。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するとき、ロゴマークの使用を申し込むことができる。

(1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格を有しないものを含む。)が公益的な活動のために使用する時。

(2) その他高齢者福祉の観点から使用が適当であると知事が認める時。

3 ロゴマークは、ロゴマーク及びこれを使用する印刷物の内容が、以下の各号の条件に適合する場合に限り、使用できるものとする。

(1) 別記第1号様式に定められた形状及び色彩で使用する時。

(2) ロゴマークの上に他の図形や文字を重ねて使用しない時。

(3) ロゴマークを記載する印刷物等に係る内容について千葉県が保障していると誤解させるような表記その他の使用形態をとっていない時。

(4) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでない時。

(5) 公序良俗に反するものでない時。

(6) 千葉県の印象を損ねるものでない時。

(7) その他ロゴマーク作成の目的を損なうおそれがないと認められる時。

4 ロゴマークの使用にあたっては、本要領及び「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」に基づく遵守事項等を遵守すること。

5 ロゴマークの使用は、シンボルマーク作成の目的に鑑み、原則として無償とする。

(使用の申込み)

第5条 ロゴマークを印刷物等に使用しようとする者は、第2号様式に定める使用申込書に必要事項を明記し、千葉県に申込みものとする。ただし、国及び地方公共団体が使用するとき又は新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用しようとするときは、この限りではない。

2 前項の申込みの内容が前条第2項及び第3項各号の条件を満たすと判断される場合、千葉県は当該申込みを承諾するものとし、ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「ロゴマーク使用者」という。）に対し、第3号様式に定める使用承諾書を交付し、併せてロゴマークの印刷用のデータを交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用申込書に記載した内容に従って使用しなければならない。

2 使用承諾書に条件が付されている場合は、これに従わなければならない。

(使用の承諾の取り消し)

第7条 ロゴマーク使用者が、前条各号の規定を遵守していないと認められる場合、千葉県はロゴマーク使用の承諾を取り消すことができる。

2 前項により承諾を取り消した場合、千葉県は速やかに文書によりその旨をロゴマーク使用者に通知するとともに、千葉県ホームページへの掲載その他適当な方法により一般に明らかにするものとする。

3 ロゴマーク使用者は、第1項に基づく取り消しをした日以降、印刷物等を使用してはならない。

4 千葉県は、第1項に基づく取り消しによって生じる一切の費用及び損害を負担しない。

(費用負担)

第8条 ロゴマークの使用に伴って発生する一切の費用並びにロゴマークを使用した印刷物等の利用に伴って発生する一切の費用及び損害は、ロゴマーク使用者が負担する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年3月30日から施行する。